

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日は、そ
の翌日)

目 次

◇規 則 鳥取県立専修職業訓練校規則の一部を改正する規則

鳥取県手数料徴収規則の一部を改正する規則

◇告 示 土地改良法による換地計画の認可申請の適否の決定

入会林野整備計画の認可

漁業災害補償法による共済契約の締結の申込みについて
の同意を求めるための発起人の届出

◇人委規則 給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部
を改正する規則

職員の職務の等給の分類に関する規則の一部を改正する
規則

◇公 告 調理師試験の実施

規 則

鳥取県立専修職業訓練校規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十九年六月二十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第五十号

鳥取県立専修職業訓練校規則の一部を改正する規則

鳥取県立専修職業訓練校規則（昭和四十五年二月鳥取県規則第六号）の
一部を次のように改正する。

第二条第一項の表鳥取県立倉吉専修職業訓練校の項中

専修訓練課程

電子機器科	一〇人	一年
自動車整備科	二〇人	一年
建築科	二〇人	一年
土木科	二〇人	一年
木工科	一〇人	一年

を

普通訓練課程	専修訓練課程
土木科	建築科
自動車整備科	木工科
電子機器科	

2 1 この規則は、公布の日から施行する。
 昭和五十九年四月一日からこの規則の施行の日までに改正前の鳥取県

附 則

建築科	10人	1年	建築科	10人	1年
木工科	10人	1年	木工科	10人	1年
洋裁科	10人	1年	洋裁科	10人	1年
自動車整備科	20人	1年	自動車整備科	20人	1年
経理事務科	20人	1年	経理事務科	20人	1年

に改める。

専修訓練課程	洋裁科	10人	1年
	自動車整備科	20人	1年
	建築科	10人	1年
	木工科	10人	1年
	経理事務科	20人	1年

を

専修訓練課程	普通訓練課程
--------	--------

20人	1年	20人	1年
20人	1年	20人	1年
10人	1年	10人	1年
10人	1年	10人	1年

に改め、同表鳥取県立米子専修職業訓練校の項中

立専修職業訓練校規則の規定に基づいて行われた次に掲げる訓練科に係る専修訓練課程の職業訓練は、改正後の鳥取県立専修職業訓練校規則の規定に基づいて行われた普通訓練課程の職業訓練とみなす。

- 一 電子機器科
- 二 自動車整備科
- 三 土木科
- 四 洋裁科
- 五 経理事務科

鳥取県手数料徴収規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十九年六月二十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第五十一号

鳥取県手数料徴収規則の一部を改正する規則

鳥取県手数料徴収規則（昭和三十一年一月鳥取県規則第一号）の一部を次のように改正する。

別表第三十八号を次のように改める。

三十八 削除

別表中第七十二号を第七十二号の二とし、第七十一号の六の次に次の一号を加える。

七十二 犬の登録手数料 一頭につき 二千百円

別表第三百三十三号の四の次に次の三号を加える。

百三十三の五 大麻取扱者免許申請手数料 四千元

百三十三の六 大麻取扱者登録変更手数料 千六百元

百三十三の七 大麻取扱者免許証再交付手数料 千六百元

別表第三百三十七号を第三百三十七号の三とし、第三百三十六号の二を第三百三十七号の二とし、第三百三十六号の次に次の一号を加える。

百三十七 家畜商免許手数料

家畜の取引の業務（家畜商法（昭和二十四年法律第二百

八号）第三条第二項第二号の農林水産省令で定める業務

に限る。以下同じ。）に従事する使用人その他の従事者

の数が五人以上である場合

千六百元

家畜の取引の業務に従事する使用人その他の従事者の数

が一人以上四人以下である場合

千三百円

その他の場合

千円

別表第六十七号及び第六十八号中「千九百元」を「千五百円」に改め、同表第七十号中「千二百円」を「千五百円」に改め、同表第七十一号及び第七十二号中「四百五十円」を「六百円」に改め、同表第七十三号及び第七十四号中「千二百円」を「千五百円」に改め、同表第七十五号中「八百五十円」を「千円」に改め、同表第七十六号及び第七十七号中「二百五十円」を「三百円」に改め、同表第七十八号中「百二十円」を「百五十円」に改め、同号の次に次の五号を加える。

百七十八の二 漁船登録申請手数料

無動力漁船

一隻につき 二千八百円

総トン数二十トン未満の動力漁船

一隻につき 四千百円

総トン数二十トン以上百トン未満の動力

漁船 一隻につき 四千四百円

総トン数百トン以上の動力漁船 一隻につき 四千七百円

百七十八の三 漁船登録票再交付手数料 一隻につき 千四百円

百七十八の四 漁船検認手数料 一隻につき 九百円

百七十八の五 漁船登録変更申請手数料

無動力漁船 一隻につき 千四百円

総トン数二十トン未満の動力漁船 一隻につき 二千円

総トン数二十トン以上百トン未満の動力

漁船 一隻につき 二千二百円

総トン数百トン以上の動力漁船 一隻につき 二千四百円

百七十八の六 漁船登録簿本交付手数料 用紙一枚につき 百五十円

附 則

(施行期日)

1 この規則は、昭和五十九年七月一日から施行する。

(狂犬病予防法施行細則の一部改正)

2 狂犬病予防法施行細則（昭和二十五年十一月鳥取県規則第八十三号）の一部を次のように改正する。

第一条の三を削り、第一条の四を第一条の三とし、第一条の五を第一条の四とし、第一条の六を第一条の五とする。

(鳥取県収入証紙規則の一部改正)

3 鳥取県収入証紙規則（昭和三十九年三月鳥取県規則第十七号）の一部を次のように改正する。

別表第一一号(6)を次のように改める。

- (6) 削除
- 別表第一一号(10)を次のように改める。
- (10) 削除
- 別表第一一号(34)を次のように改める。
- (34) 削除
- 別表第一一号(41)を次のように改める。
- (41) 削除

告 示

鳥取県告示第四百八十六号

岩美町が行う土地改良事業に係る白地地区の換地計画の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和五十九年六月二十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類
換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十九年六月三十日から二十日間

三 縦覧に供する場所

岩美町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第四百八十七号

倉吉市円谷町二〇二円谷入会林野整備組合組合長柴田良夫から申請のあった変更後の入会林野整備計画については、入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律（昭和四十一年法律第二百二十六号）第十一条第一項の規定に基づき、昭和五十九年六月二十五日認可したので、同条第三項の規定により告示する。

昭和五十九年六月二十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第四百八十八号

漁業災害補償法施行規則（昭和三十九年農林省令第三十五号）第四十八条の二において準用する同規則第四十六条第一項の規定に基づき、漁業災害補償法（昭和三十九年法律第五十八号）第百八条の二第二項に規定す

る同意を求めることについて発起人にならうすることに係る届出があつたので、漁業災害補償法施行規則第四十八条の二において準用する同規則第四十六条第三項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十九年六月二十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

届 出 事 項		漁業者調書の縦覧	
発起人にならうとする者の住所及び氏名	加入区	漁業の区分	場 所
東伯郡泊村大字泊一四九二	泊加入区	漁業災害補償法第百四条第二号に掲げる漁業	泊村漁業協同組合
中 島 春 海			
東伯郡泊村大字泊一五七一			
橋 本 謙			
東伯郡泊村大字泊一五五八			
松 田 昌 知			
			期 間
			昭和五十九年六月二十九日から同年七月十三日まで

人事委員会規則

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十九年六月二十九日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 蔵

鳥取県人事委員会規則第十四号

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則

給料表の適用範囲に関する規則（昭和三十二年十月鳥取県人事委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。

第三条第十五号中「所長補佐」の下に「主査」を加える。

附 則

この規則は、昭和五十九年七月一日から施行する。

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十九年六月二十九日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 蔵

鳥取県人事委員会規則第十五号

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和三十二年十月鳥取県人事委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

別表第三の三の二等級の項に次の一号を加える。

三 困難な業務を処理する主査の職務

別表第三の三の三等級の項中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 主査の職務

別表第三の六の一等級の項第五号及び同表の二等級の項第六号中「又は専門学芸員」を「、専門学芸員又は主査」に改める。

附 則

この規則は、昭和五十九年七月一日から施行する。

職員の職務の等級の分類に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十九年六月二十九日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 蔵

鳥取県人事委員会規則第十六号

職員の職務の等級の分類に関する規則の一部を改正する規則

職員の職務の等級の分類に関する規則（昭和五十二年一月鳥取県人事委員会規則第十五号）の一部を次のように改正する。

別表第一の教育委員会事務局及び教育機関の市町村立学校及び共同調理

場の項中

事務主査
事務主任 学校栄養 職員

を

事務主査	主任学校 栄養職員
事務主査	主任学校 事務主任 学校栄養 職員

に改

め、同表の警察の共通の項中

主 査
主 幹
主 任

に改める。

主 査
主 幹
主 任

を

主 査

別表第二の警察の共通の項中

主 査
主 任
巡 査 長

に改める。

主 査
主 任
巡 査 長

を

主 査

別表第五の警察の項中

所 長
調 査 官

所長補佐
係 長
主 任

を

所 長
調 査 官
主 査

所長補佐
主 査
係 長
主 任

に改める。

附 則

この規則は、昭和五十九年七月一日から施行する。

公 告

調理師法（昭和33年法律第147号）第3条第1項第3号に規定する調理師試験を次のとおり実施する。

昭和59年6月29日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

1 受験資格

次の(1)から(4)までのいずれかに該当する者で、調理師法施行規則（昭和33年厚生省令第46号）第4条に規定する施設又は営業において2年以上の調理の業務に従事したもの

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第47条に規定する者
- (2) 旧国民学校令（昭和16年勅令第148号）による国民学校の高等科を修了した者

- (3) 旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）による中等学校の2年の課程を終った者
- (4) 調理師法施行規則付則第3項各号のいずれかに該当する者

2 試験の日時

昭和59年9月20日（木）午前8時50分から正午まで

3 試験の場所

- (1) 鳥取保健所及び郡家保健所管内の受験者
鳥取市東町一丁目220番地 鳥取県庁講堂
- (2) 倉吉保健所管内の受験者
倉吉市東巖城町2番地 鳥取県中部総合事務所
- (3) 米子保健所及び根雨保健所管内の受験者
米子市糠町一丁目160番地 鳥取県西部総合事務所
- (4) 県外に居住する受験者
上記各試験場のうち、受験者の希望する試験場

4 試験科目

- (1) 衛生法規
- (2) 公衆衛生学
- (3) 栄養学
- (4) 食品学
- (5) 食品衛生学
- (6) 調理理論

5 受験手続

- (1) 書類の提出先
- ア 県内居住者 住所地を管轄する保健所
 - イ 県外居住者 受験希望地を管轄する保健所
- (2) 提出書類
- ア 受験願書 (所定の様式によること。)
 - イ 最終学校の卒業証明書又は卒業証書の写し
卒業証書の氏名が婚姻その他の理由により現在の氏名と異つてい
る場合は、戸籍謄本又は戸籍抄本を添付すること
 - ウ 調理師法施行規則第4条に規定する施設又は営業において2年以
上調理の業務に従事したことを証する書類 (所定の様式による
こと。)
 - エ 写真 (受験願書提出前6月以内に撮影した正面、脱帽、上三分身
像でライカ判 (縦3.5cm、横2.5cm) のものとし、その裏面に氏名及
び撮影年月日を記載すること。)
 - (3) 受験に関する書類の提出期間
昭和59年8月20日 (月) から同月24日 (金) まで (郵送の場合は、
昭和59年8月24日 (金) までの消印のあるものは有効とする)
- 6 受験手数料及びその納付方法
- (1) 受験手数料 3,400円
- (2) 納付方法
- (1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書の収入証紙
はり付け欄にはり付けること。
- 7 携行品

筆記用具及び受験票

8 その他

- (1) 受験者は、試験当日午前8時50分までに試験場に出頭し、係員の指
示を受けること。
- (2) 合格者の発表は、試験後15日以内に受験願書を提出した保健所に合
格者の氏名と受験番号を掲示して行う。
なお、合格者には合格証を保健所で交付する。
- (3) 提出した書類が虚偽の内容を記載し、又は証明資格のない者が証明
したものであることが判明したときは、合格を取り消すことがある。
- (4) 受験の詳細については、住所地を管轄する保健所又は鳥取市東町一
丁目220番地 鳥取県衛生環境部健康対策課 (電話0857-26-7195)に
問い合わせること。